

(目的)

第一条 この規程は、共同法人会員基本規程(会規第百五号)第三十条第三項の規定に基づき、弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)が受けた懲戒の処分に関する履歴(法人の種類の変更があった場合においては、種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が受けた懲戒の処分に関する履歴を含む。以下「懲戒処分歴」という。)を、本会が開示するための手続を定める。

(開示請求者)

第二条 本会は、共同法人に対して現に法律事務の依頼若しくは委嘱をし、又は依頼若しくは委嘱をしようとする者から請求があった場合、次条以下に規定するところにより、当該共同法人(現に共同法人である者に限る。)の懲戒処分歴を開示することができる。

(開示する懲戒処分歴の種類等)

第三条 本会が開示することのできる懲戒の処分履歴は、本会又は弁護士会が共同法人に対してした懲戒の処分(法人の種類の変更があった場合においては、種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に対してした懲戒の処分を含む。)であつて、次に掲げるものとする。

- 一 除名 効力の停止中のものであつて、懲戒の処分が効力を生じた日から三年を経過していないもの
- 二 退会命令 懲戒の処分が効力を生じた日から三年を経過していないもの
- 三 業務停止 業務停止の期間が満了していないもの及び業務停止の期間が満了した日から三年を経過していないもの

四 戒告 その効力を生じた日から三年を経過していないもので、共同法人会員基本規程第三十条及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒処分の公告及び公表等に関する規程(会規第百九号)第七条又は同規程第六条の規定により本会又は弁護士会において公表されたもの(法人の種類の変更があった場合においては、種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に関して相当する規定により本会又は弁護士会において公表されたものを含む。)

2 前項第二号及び第三号に規定する期間には、効力の停止中の期間は算入しない。

(開示する懲戒処分等の内容)

第四条 本会が開示する懲戒処分歴に関する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 除名、退会命令、業務停止又は戒告の種類及び業務停止の場合は、その期間
- 二 懲戒の処分が効力を生じた年月日
- 三 懲戒の処分の理由の要旨
- 四 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。)第九十五条において準用する弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五十九条に規定する審査請求又は外国弁護士法律事務取扱法第百二条第一項の規定による取消しの訴えが係属中の場合は、その旨(弁護士法第五十九条に規定する審査請求又は同法第六十一条第一項の規定による取消しの訴えが係属中の場合は、その旨を含む。)
- 五 共同法人が効力の停止の決定を受けたときは、その旨(法人の種類の変更があった場合において種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人が効力の停止の決定を受けたときは、その旨を含む。)及び決定を受けた年月日

六 前号の決定が効力を失ったときは、その旨及び効力を失った年月日

(開示請求の手続)

第五条 本会は、共同法人の懲戒処分歴の開示を請求する者(以下「請求者」という。)に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、押印をした書面を提出させなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在場所並びに電話番号
- 二 開示を請求する対象の共同法人(以下「被請求共同法人」という。)の名称並びに主たる法律事務所の名称及び所在場所
- 三 被請求共同法人に現に法律事務の依頼若しくは委嘱をし、又は依頼若しくは委嘱をしようとする事案の概要
- 四 開示を必要とする事由
- 五 本会から開示を受けた懲戒処分歴を他に漏らさないことを誓約する旨

2 請求者は、自然人にあつては本人確認に必要な書類の写しを、法人その他の団体にあつては資格証明書を、前項の書面に添付しなければならない。

(開示の方法)

第六条 本会は、前条の書面の提出があつたときは、前条第一項第四号に掲げる開示を必要とする事由が不当なものと認める場合を除き、請求者に対し、速やかに、同項第一号の規定により記載された住所又は主たる事務所の所在

場所に宛てた配達証明取扱いの書留郵便で送達する書面により、第四条に規定する事項を通知する。

2 本会は、被請求共同法人に第三条に規定する懲戒の処分履歴がないときは、その旨を、前項に規定する方法により通知する。

(追加の通知)

第七条 本会は、被請求共同法人に係る外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する弁護士法第五十九条に規定する審査請求について本会が懲戒処分を取り消し、若しくは変更する旨の裁決をした場合又は外国弁護士法律事務取扱法第二百二条第一項の規定による取消しの訴えの判決の確定により懲戒の処分が取り消された場合(弁護士法第五十九条に規定する審査請求について本会が懲戒処分を取り消し、若しくは変更する旨の裁決をした場合又は同法第六十一条第一項の規定による取消しの訴えの判決の確定により懲戒の処分が取り消された場合を含む。)であつて、当該被請求共同法人が求めたときは、前条第一項に規定する通知を受けた者に対し、当該被請求共同法人につき当該裁決又は判決の確定があつた旨の通知を、第五条第一項第一号の規定により記載された住所又は主たる事務所の所在場所に宛てた配達証明取扱いの書留郵便に付して発送する。

(照会の申出)

第八条 共同法人は、本会对し、過去三年間における自己についての懲戒処分歴の開示請求の有無を照会することができる。

2 前項の照会は、書面により行わなければならない。

3 本会は、共同法人から第一項の照会があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を書面により通知する。

一 開示請求の有無及び回数

二 請求者の数

三 開示の有無及び回数

(費用の負担)

第九条 本会は、請求者に対し、実費を勘案した手数料を納付させることができる。

(規則)

第十条 第五条から第八条までに規定する書面等の様式は、規則で定める。

2 第五条第二項に規定する本人確認に必要な書類は、規則で定める。

3 前条に規定する手数料の額は、規則で定める。

附 則

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)